

港則法施行規則の一部改正について(お知らせ)

～ 東神戸航路が廃止されます。～

平成29年9月25日
神戸海上保安部
航行安全課

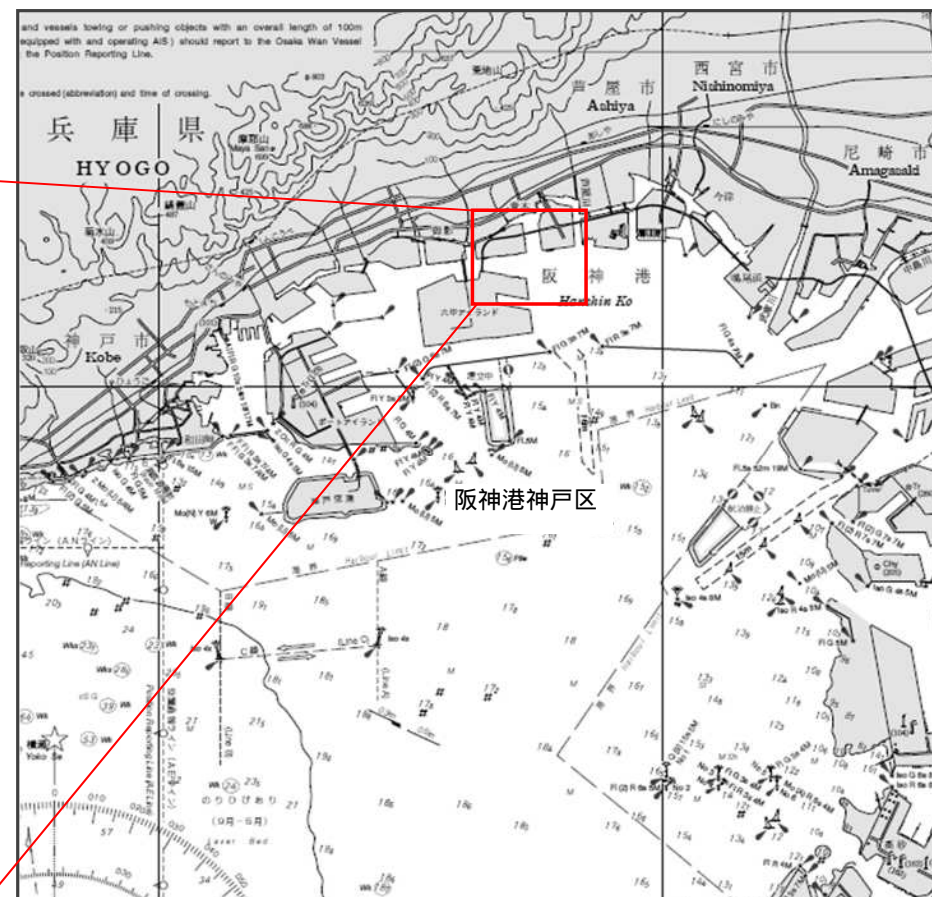
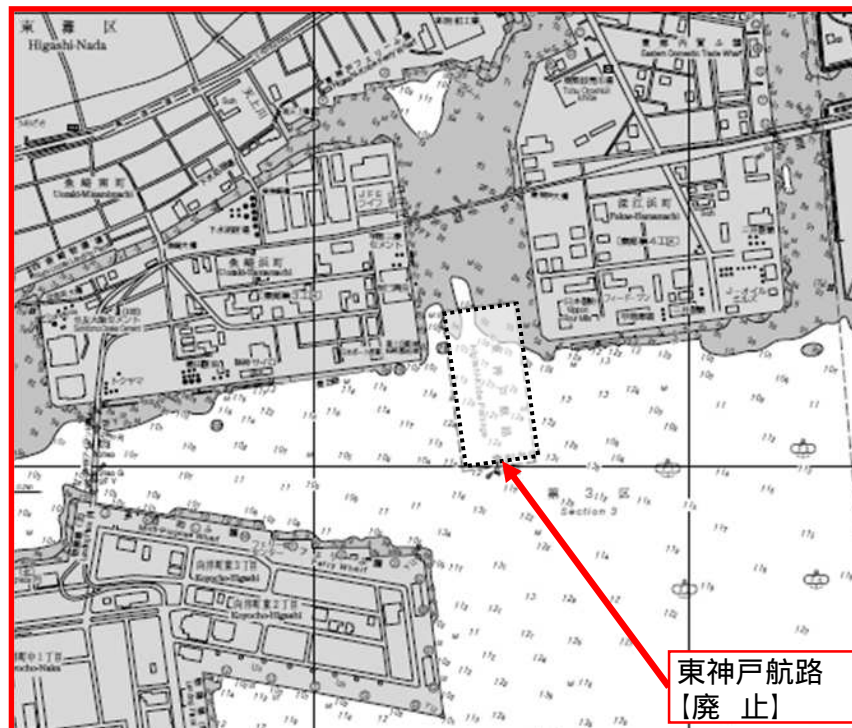
1 改正の内容

阪神港神戸区(兵庫県)

港則法施行規則 第8条第1項による別表第二の東神戸航路の項を削除(別添参照)

2 スケジュール

施行 平成29年10月1日 (公布 平成29年9月22日)



< 参考資料 >

港則法（昭和二十三年七月十五日法律第百七十四号）

（航路）

第十二条 汽艇等以外の船舶は、特定港に出入し、又は特定港を通過するには、国土交通省令で定める航路（次条から第三十七条まで及び第三十七条の三において単に「航路」という。）によらなければならない。ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

港則法施行規則（昭和二十三年十月九日運輸省令第二十九号）

（航路）

第八条 法第十二条の規定による特定港内の航路は、別表第二のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、この省令における特定港内の航路については、別表第二の上欄に掲げる港の名称の区分ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

別表第二（第八条関係）

港の名称		航路の区域	特定条件
阪神	航路の名称		
	東神戸航路	第一号の地点から第二号の地点まで引いた線と第三号の地点から第四号の地点まで引いた線との間の海面 一 神戸第七防波堤東灯台から三百四十九度三千三百三十メートルの地点 二 神戸第七防波堤東灯台から三百四十八度二千六百八十メートルの地点 三 神戸第七防波堤東灯台から三百五十四度三千三百三十メートルの地点 四 神戸第七防波堤東灯台から三百五十四度三十分二千六百七十メートルの地点	